

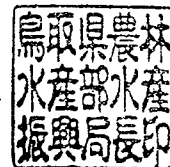


資料1-1

第202100174572号
令和3年10月20日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



県外船に対する令和4年小型いかつり漁業の許可取扱方針等につ
いて（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。）
第5条1項第8号に規定する小型いかつり漁業に関し、令和4年漁期の県外船
に係る許可の制限措置の内容を定め、有効期間を1年とすることについて、規
則第12条第3項及び第16条第2項に規定に基づき諮問します。

また、当該許可を行うに当たり、当該漁業の許可取扱方針を別添案のとおり
定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

担当

漁業調整担当 吉村

電話：0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131

令和4年鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満船）取扱方針

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。)第5条第1項第8号に規定する漁業について、許可又は起業の認可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

(1) 小型いかつり漁業（5トン以上10トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満船	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

(2) 小型いかつり漁業（10トン以上30トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン以上30トン未満船	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

2 許可の継続

規則第15条第1項に基づく継続の許可はしないものとする。

3 許可の条件

(1) 共通

ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 陸揚港（境漁港、赤碕港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の2港以内）以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない（兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない）。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との

間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

- (3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの
省令別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

4 許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間

許可の有効期間は1年とし、申請すべき期間及び令和4年1月1日以降の許可の有効期間は別途公示にて定める。

5 漁獲成績報告書

許可を受けた者は漁期終了後に漁獲成績報告書(別紙様式1)を鳥取県知事に提出しなければならない。

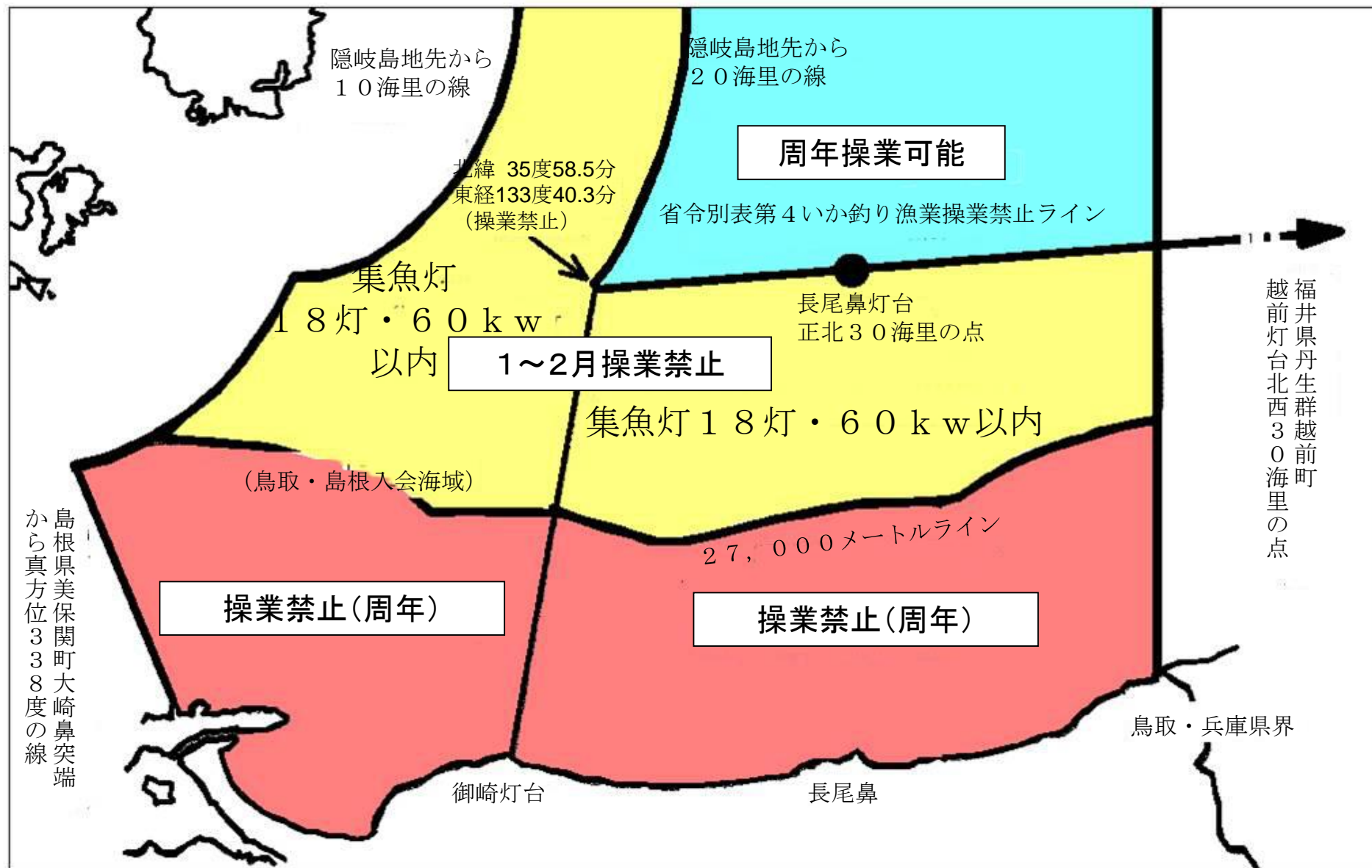
6 許可申請時における添付書類

- (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本
- (2) 操業計画書(別紙様式2)
- (3) 陸揚同意書
- (4) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書(船舶所有者の印鑑証明書を添付)等)

附則

この取扱方針は、令和4年漁期の許可に適用する。

鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外10トン以上30トン未満船）



鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外5トン以上10トン未満船）

